

令和2年12月7日改定

<弘前総合地方卸売市場内 新型コロナウイルス感染予防指針>

以下を遵守してもらいます。更に新型コロナウイルスの感染状況に応じて発令される「市場内業務の制限」にも従って頂きます。

1. 弘果職員

- ① 発熱や倦怠感がある場合は出社しない。
- ② 出社後に発熱や倦怠感が出てきた場合は速やかに帰宅する。
- ③ 出社時もしくは競売前の検温と手指の消毒を義務付ける。
- ④ 競売時セリ人は飛沫感染防止のため、マスク等の着用を義務付ける。
- ⑤ その他職員はマスク着用を義務付ける。
- ⑥ 競売参加者の密を避けるため、出来るだけ通路を広くしスペースを確保する。

2. 買参人及び関係者

- ① 市場来場時は所定の場所で検温、手指の消毒をしてから入場する。
- ② 発熱や倦怠感がある場合は入場を控えていただく。
- ③ 飛沫感染防止のため、マスクの着用を義務付けとする。
- ④ 競売中は出来るだけ密着を避けていただくとともに、不必要な会話は控えていただく。
- ⑤ 喫煙室の利用は密にならないように人数を制限する。

3. その他市場関係者（生産者含む）

- ① 市場来場時は所定の場所で検温、手指の消毒をしてから入場する。
- ② 来場時、発熱や倦怠感がある場合は入場を控えていただく。
- ③ 売場内への入場時はマスクの着用を義務付けとする。
- ④ 競売を行っている通路には入らないようにしていただく。

4. 視察来場者

- ① 県外（海外も含む）からの方々、一般の方々の売場への入場許可は、事前の申請手続きを必要とする。（来場日の2週間前までに弘果総務部に申請してもらう）ただし、売り場への入場許可は、その時の感染状況で判断をする。
- ② 売場内へ入場する前に、所定の場所で検温、手指の消毒をしていただく。
- ③ 検温時、発熱や倦怠感がある場合は入場を控えていただく。
- ④ 売場内への入場時はマスクの着用を義務付けとする。
- ⑤ 競売を行っている通路には入らないようにしていただく。

<新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応>

- ・感染者が発生した場合、保健所に連絡、指示に従う。
- ・場内で感染者が発生した場合でも、保健所からの営業停止の指示は出されない為、営業継続は可能。
- ・感染者が医師の診断による退院基準を満たした場合は職場復帰が可能。
- ・保健所から場内の消毒について指示があればそれに従い消毒を行う。指示が無い場合は、業者に依頼し、感染者が勤務した区域をその日のうちに消毒する。
- ・買参人及び市場関係者が感染した場合も弘果へ連絡していただく